

# 障害者生活ホーム

## 令和3年度事業計画

### 1. 運営方針

- ① 利用者個々の人格及び尊厳を最大限尊重する視点に立ち、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じ、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を行う。
- ② 効果的なサービス提供と効率的な事業運営に努め、その質と運営状況を適切に評価し、常に改善に努める。
- ③ 家庭、通所・通勤先をはじめ、関係機関、地域社会との連携を図り、利用者の社会的自立の援助に努める。
- ④ 最新の福祉動向の把握に努め、事業運営の信頼度・透明性・公平性を確保する。

### 2. 職員等配置計画

職員 11 名 非常勤職員 18 名 業務委託 2 名 (\*内 1 名は 7/15 まで) 合計 31 名

### 3. 今年度の重点目標

| 法人重点推進事項 (1) 事業の機能強化   |                             |   | 取組時期                       |
|------------------------|-----------------------------|---|----------------------------|
| 1                      | 地域生活支援事業の推進                 | 内容<br>① 現在サテライト型住居支援を実施している利用者の一人暮らしに向けた支援を継続。また、一人暮らし希望者のサテライト型住居利用に向けた更なる支援推進。<br>② 健康管理支援充実に向けた医療機関等との連携の更なる推進(医療連携体制加算Ⅴ、訪問看護活用など)。<br>③ 健康管理、効果的業務の強化を目的にユニット毎に宅食サービス導入検討。<br>④ 山王生活ホームを含む法人の生活ホーム事業に係る中長期的グランドビジョン検討。<br>⑤ 日中支援事業所との更なる連携強化。 | 通年<br>通年<br>通年<br>通年<br>通年 |
| 法人重点推進事項 (2) 地域公益活動の推進 |                             |   | 取組時期                       |
| 2                      | ① 中間的就労の推進<br>② 地域行事の参加機会促進 | 内容<br>① 事業所登録を踏まえ、関係機関からの要請に備えた受け入れ態勢の整備。<br>② 夏祭りや地域清掃等、地域行事の利用者参加機会の促進。   | 通年<br>通年                   |

|                                |  |    |   |                 |
|--------------------------------|--|----|---|-----------------|
| 法人重点推進事項 (3) 質の高い支援(虐待防止・権利擁護) |  |    | 取組時期  |                 |
| 3                              | ① 虐待防止・権利擁護の更なる推進<br>② 多様化する個別ニーズに合わせた支援の強化                          | 内容 | ① 事例検討の活性化～取り組みの見える化と実践力の向上～、スマイル事例の一層の集積、共有と活用。事例集作成。<br>(*令和2年度第三者評価受審結果『改善が望まれる点・1』)<br>② アセスメント力向上及び他機関との効果的な連携促進。生活環境支援の更なる拡充。高齢や生活習慣による。                    | 通年<br>通年        |
| 法人重点推進事項 (4) 福祉人材の確保・育成・定着     |  |    | 取組時期  |                 |
| 4                              | ① 利用者の個別ニーズに合わせた支援力の向上<br>② 職員のモチベーション支援<br>③ 法人の地域生活支援人材育成に係る取り組み寄与 | 内容 | ① 利用者の地域生活移行・高齢化に係る支援力の向上のための内外研修の推進<br>② 各職員のキャリア形成に係る意識に合わせた業務サポート。<br>③ 日中事業所と地域生活支援事業連携の強化、人材育成の観点から法人の事業所間交流研修などを活用した宿泊研修積極的受け入れ、地域生活支援事例研究など、地域生活支援事業の理解促進。 | 8月頃<br>通年<br>通年 |
| 法人重点推進事項 (5) 活力のある組織・経営基盤作り    |  |    | 取組時期  |                 |
| 5                              | 職員体制の充実・事業所全体のネットワーク化推進による効果的な事業運営整備                                 | 内容 | ① 適切なシフト配置による効果的な労働環境の確保。<br>② 事業所全体のネットワーク化の推進・各ユニットの情報共有等のシステム構築の継続と効果的活用の強化。<br>(*令和2年度第三者評価受審結果『改善が望まれる点・3』)  | 通年<br>通年        |

#### 4. 利用者受入計画

|        |      |       |                    |
|--------|------|-------|--------------------|
| 年間開所日数 | 365日 | 利用率目標 | 96% (昨年度比 1.9%アップ) |
|--------|------|-------|--------------------|

#### 5. 年間行事計画 (詳細別紙)

|     |            |    |       |
|-----|------------|----|-------|
| 11月 | 糀谷地区合同防災訓練 | 1月 | 新年懇親会 |
| 12月 | 生活ホーム一泊旅行  | —  | —     |

#### 6. 権利擁護・虐待防止の取り組み

|   | 実施項目         | 具体的取組   |
|---|--------------|---|
| 1 | 虐待防止<br>権利擁護 | ◆徹底した現場主義の事例検討を軸とした(寄り添う)伴走型支援で自立型権利擁護へ転換を推進する。 |

|   |        |  |
|---|--------|--|
|   |        | <p>*虐待防止チェックリスト、身体拘束に係る現状把握と改善取組</p> <p>*「法人サービス利用者の権利擁護規程」「社会福祉法人大田幸陽会サービス提供ガイドライン」等、諸規程類を踏まえた支援</p> <p>*「虐待防止対応要綱」・「障害者虐待防止特別委員会答申書」（平成31年3月）に基づく法人及び人材開発・サービス推進室と連動した事業所虐待防止・人権委員会の取り組みの推進。</p> |
| 2 | 苦情解決   | <p>◆「苦情解決制度に関する要綱」に基づいて適切に対応。</p> <p>◆利用者・保護者・近隣住人などによる苦情・要望に係る職員の情報共有の徹底を図り、『そのままにしない』意識の醸成と具体的改善を徹底。</p>   |
| 3 | 個人情報保護 | ◆「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき対応。   |

## 7. 人材確保・育成とサービスの質向上の取り組み・研修計画(\*事業所計画)

目的：地域生活に係る個別ニーズに合わせた支援力の向上

|   | 実施項目      | 具体的取組   |
|---|-----------|---|
| 1 | OJT・職場内研修 | <p>法人研修体系に基づく、各層の職員 OJT の実施(法人共通新人 OJT ガイドラインに基づく OJT・面談の実施、サービス提供ガイドライン、虐待防止の各チェックリストなどの活用)。</p> <p>常勤・非常勤の横断的な勉強会(虐待防止・権利擁護、接遇、障害特性、就労支援、医療など)の実施。</p> <p>『小さな出来事の気づき』のエピソード及びスマイル事例の集積による支援共有と事例研究推進。</p> <p>日中事業所と地域生活支援事業連携の強化を目的に法人の事業所間交流研修活用による日中事業所理解促進。</p> |
| 2 | 外部研修      | 虐待防止・権利擁護、世話人業務、組織・専門性研修参加。   |
| 3 | 自己研鑽支援    | 各職員の希望により、各種資格取得に向けたバックアップ。   |

## 8. 地域公益活動の推進

|   | 実施項目        | 具体的内容                        |
|---|-------------|------------------------------|
| 1 | 中間的就労       | はたらくサポート東京など関係機関からの要請に応じて対応。 |
| 2 | 地域行事の参加機会拡充 | 夏祭りや地域清掃等、地域行事の利用者参加機会の促進。   |

## 9. 地域・関係機関連携

|   | 実施項目        | 具体的内容   |
|---|-------------|---|
| 1 | 糀谷地区福祉施設連絡会 | 連絡会への参加による関係機関連携促進。                                   |
| 2 | 災害時地域要支援対応  | 避難行動要支援委員会(西糀谷二丁目町会)への参加による、ラハウス西糀谷(サ高住)の登録入居者への対応継続。 |

|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
| 3 | 大田区自立支援協議会        | 大田区自立支援協議会に委員として継続派遣。<br>*部会参加…地域生活部会        |
| 4 | 大田区障がい者グループホーム連絡会 | 大田区障がい者グループホーム連絡会への参加による情報共有と事業所運営へのフィードバック。 |
| 5 | 大田区就労促進担当者会議      | 会議・各種研修の参加による就労支援の連携促進。                      |
| 6 | 居宅・高齢系事業所連携       | 居宅・高齢系事業所連携による個別支援の充実。                       |
| 7 | 防災訓練              | 各ユニットの地域防災訓練参加                               |

## 10、法令遵守に関する取り組み

|   | 実施項目         | 具体的取組   |
|---|--------------|---|
| 1 | 法令遵守         | ◆法令遵守推進に関する関係法令・条例・法人諸規程等に基づき適切に対応。<br>◆法人ハラスメント防止規程に基づき、ハラスメントの防止策に取り組む。 |
| 2 | 「働きやすい職場」づくり | 「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」の継続した取り組み推進及び、「働き方改革」に対応した法人の取り組みとの連携。                |

## 11、危機管理計画

|   | 実施項目  | 具体的取組  |
|---|-------|--|
| 1 | 防災関連  | 定期防災訓練・各ユニットの地域防災訓練への参加。BCP（事業継続計画）作成と具体的運用マニュアルの整備。非常用備蓄品や避難備品の再整備・拡充。（*令和2年度第三者評価受審結果『改善が望まれる点・2』） |
| 2 | 緊急時対応 | 「緊急時対応マニュアル」により対応<br>管理監督者のオンコール体制による緊急時の適切な対応。  |

### 【新型コロナウイルス対応】

- ・当事業所作成の「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（日常留意事項）」などを基に、日々の感染拡大防止策徹底。\*必要備品の適宜確認・補充。
- ・国の緊急事態制限に伴う感染拡大防止対策として、日中活動先（就労先・通所先）からの自宅待機要請に合わせ、利用者の自宅待機対応について、必要に応じて日中事業所など関係機関との連携継続。
- ・利用者、職員などの体調不良、濃厚接触（疑い含む）、罹患に伴う対応について、法人の対応ガイドライン、当事業所策定の対応フローに基づき、大田区保健所、本部、関係機関と協議し適切に対応する。

## 12、その他

令和2年度第三者評価受審結果（\*受審事業者：株にほんの福祉ネット）

| No. | 特に良いと思う点 |                            |
|-----|----------|----------------------------|
| 1   | タイトル     | 「意思の尊重」という困難な課題に真正面から挑んでいる |

|     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
|     | 内容                  | 知的障害を有する方の真意を理解することは、多大な困難を伴う。この点、当事業所では、表出された意思に任せる、本人の意思を「分かったつもり」になる、本人の意思を問わず専門的な判断を優先させるといった状況に陥ることがないように、絶えず支援者の行動を問い直している。「明確な正答がない」という前提に立ちながら、尊厳や利益、権利などの擁護・追求されるべき一般的・概念上の価値と具体的な支援の場面で直面する困難との狭間で、利用者を真ん中に据え、その都度「最適」と考えられる答えを見つけていこうと組織として実践を積み重ねている。 |
| 2   | タイトル                | 全ユニットにおいて安定的な支援を提供するための取り組みがある  |
|     | 内容                  | 共通目的に基づく共通認識の促進、共通部分の明確化による標準化、ユニット横断的な支援状況の進捗管理などにより、全ユニットの適切な運営を推進している。ユニット会議では支援の方向性の確認や見直しを、世話人会議では各ユニットの運営状況の共有、利用者状況の報告、人権尊重の意識の涵養などを、行っている。また、利用者状況まとめによりサービス提供記録や支援目標ごとの経過を一覧にし、全利用者の支援状況を適切に管理している。そのほか情報システムを活用し記録や情報の共有を図り、迅速な対応や適宜のスーパービジョンにつなげている。   |
| 3   | タイトル                | 医療行為を受けつつ地域での生活を継続できるための看護体制を整えている  |
|     | 内容                  | 医療的なニーズが高くなっても地域での自立した暮らしを継続できるよう、医療機関や訪問看護ステーションと連携して支援している。毎月の健康相談のほか、看護師との24時間の連絡体制の確保を確保し、急を要する事態にも適切な処置を利用者が受けられる環境を整えている。これは、利用者の健康や安全だけでなく、日々支援にあたる職員の安心にもつながっている。医療との連携を通して得られる助言が、利用者による訪問看護の利用につながる例もある。利用者を中心に据えた看護体制と各所との連携が、さらなる利用者の利益につながっている。      |
| No. | <b>さらなる改善が望まれる点</b> |   |
| 1   | タイトル                | スマイル事例の一層の集積と活用を図っていく   |
|     | 内容                  | 「スマイルQC」は、各ユニットにおける取り組みの中で他のユニットにおいても参考となる事例を共有し、全体としての向上につなげていくことを目指した活動である。事故やヒヤリハットとは異なり、利用者の笑顔が生まれた職員のかかわり方や、職員間で助けになった行動などに着目していくことは、肯定的な視点の習慣化や出来ることを伸ばしていくこと、互いに認め合うことなどにつながる。こうした実践を継続していくことで、今後も良き組織風土を培っていくことを課題としている。                                  |
| 2   | タイトル                | 事業継続計画の充実に取り組んでいく   |
|     | 内容                  | 法人として様々な事態を想定した危機管理標準マニュアルを作成している。また、事業の特性や各ユニットの立地などを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策や台風・大雨対策について、日常における留意事項や発生時の対応方法などを明確化している。災害発生時の被害の最小化や事業の早期の復旧などを図る事業継続計画については、大枠では出来上がっている。今後は、これを事業の特性や各ユニ   |

|   |      |  |
|---|------|--|
|   |      | ットの特徴を踏まえて、より一層の充実を図っていくことを課題としている。  |
| 3 | タイトル | 実践の積み重ねを通して、より良い記録のあり方を追求していく  |
|   | 内容   | 業務日誌や各ユニットにおける連絡ノート、引き継ぎノートなどのほか、コンピュータネットワークを活用して情報共有を図っている。記録物によっては内容の重複もあり、その解消は業務負担の軽減や時間の有効活用にもつながりうる。また、ソフトウェアの活用は、迅速な記録や共有には功を奏しつつ、事後に経過を追う際に難しさを伴う。今後も、より良い記録のあり方を目指して、試行錯誤を積み重ねて行くことを課題としている。 |

別紙添付 令和3年度年間計画